

萩原久美子 下関市立大学経済学部教授

第48回衆院選が終わった。政府与党は、安倍政権が一億総活躍社会実現に向けて「最大のチャレンジ」と位置づけてきた働き方改革一括法案を、来年の通常国会にも提出する構えだ。

法案要綱によれば、一括法案は概ね以下の法改正から成る。第一に時間外労働の上限規制と、高度プロフェッショナル制度および裁量労働制の拡大を一本化した労働基準法改正案、第二に非正規労働者の待遇改善を目的とする同一労働同一賃金に関わるパートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法改正案、第三に産業医による面接指導など労働者の健康管理強化を盛り込んだ労働安全衛生法およびじん肺法改正案、第四に勤務間インターバル制度の創設とその努力義務化に関する労働時間等設定改善法、第五に働き方改革実行の基本法ともなる雇用対策法改正案である。

一括法案の目玉は「長時間労働の是正」と「同一労働同一賃金」の実現にあるとされてきた。果たしてそうか。一括審議となるので、深い議論は回避される可能性は高い。とはいえ、いかに丁寧に説明されようと、労働時間の短縮には「高度プロフェッショナル制度」の導入や企画型裁量労働制の適用職種拡大が不可欠だとの説明はそもそも通常理解を越えている。そのような「働き方改革」の議論において、政府与党が鳴り物入りで喧伝する、長時間労働の是正や同一労働同一賃金による格差縮小は実態として改革の本筋ではなく、目的は別にある——と考えるとしかるべきだろう。

「働き方改革」の諸政策に盛り込まれたもののほとんどは、それ以前には雇用の規制緩和として議論されてきたものだ。安倍政権成立以降に限ってみても、2012年末に設置された日本経済再生本部のもので、

その中心の実働部隊である産業競争力会議、規制改革会議が検討を進めていた。成果主義を報酬の土台とするインテンシヴな働き方と日本型均衡処遇を土台とするフラットな賃金体系を盛り込んだ「多様な」「正社員改革」をはじめ、民間人材ビジネスを通じた人材のマッチング機能強化などが、それである。

この延長線上に「働き方改革」はある。規制緩和から「働き方改革」と銘打った実行計画（2017年3月）は、その冒頭で改革の目的はアベノミクスを旗印とする「一億総活躍の国創り」に向けて、生産性向上と労働参加率の向上を挙国一致の体制で達成することであると語る。さらに「働き方改革」は「日本の働くということに対する考え方そのものに手をつけていく改革」だ、と大きく踏み込む。

その働き方改革の理念が反映される雇用対策法改正案を見る。要綱によれば、国の役割は雇用・職業の安定から「労働」に関する総合政策へと拡張し、働く者が「多様な事情に応じた就業」とその能力の有効発揮を通じた「労働生産性の向上」を達成することにある。そのために国が講じるべき総合的な施策として労働条件の改善等と並び、「多様な就業形態の普及」が新たに盛り込まれている。働き方改革実行計画との対応で言えば、それは「雇用型テレワーク」「非雇用型テレワーク」「副業・兼業」を意味する。しかも、その就業形態の普及は現段階では政府によるガイドラインによる。

一括法案の議論を待たず、政府ではすでにそのガイドライン作成の動きは始まっている。厚生労働省の懇談会がまとめた「働き方の未来2035」は兼業・副業や雇用によらない働き方を通じて「一つの会社に頼り切る必要もなくなるため、働く側の交渉力を高め、不当

な働き方や報酬を押し付けられる可能性を減らすことができる」と明るい未来を語る。厚労省では本年10月から「柔軟な働き方に関する検討会」での検討も始まった。

だが、「優秀で高度な技能を持つ人材」が暮らすイマジナリーな労働の世界は私たちが生きる労働の現実から遠い。ITを媒介にした「時間と空間に制約にとられること」のない働き方は成果やノルマから自由なわけではない。現状では、そうした働き方の普及は「成果」を前提とする定額報酬とセットとなった柔軟な労働力の増加や、請負ないしは個人事業者化を含意する。「副業」「兼業」の実態、とりわけ「兼業」という名の下に労働力動員されてきた主婦や、多就業で生活を維持する女性や若年層の経験ともかけ離れている。

「働くということに対する考え方」の改革とは労働法制が形作ってきた労使関係に基づく働き方を「伝統的」との文言で否定し、分断されたむき出しの個として労働市場に向き合うことを「イノベーション」とするよう、労働者のマインドセットを変革することにあるのか。あるいは、日本型均衡処遇をベースとする“同一労働同一賃金”によって非正規労働者を多様な働き方の一連続帯に組み込むことで「一掃」し、同時に労働市場の外縁部に新たに「個人事業者」周辺労働力を創出することを狙っているのか。それとも、そのような疑念は捨て、我々は跋行的な歩みの中になにかしらの「よきもの」を拾い出し議論をするべきなのか。

本特集は働き方改革が目指す「労働参加率の向上」と「生産性向上」への道筋とされる「多様な就業形態の普及」を念頭に、見据えるべき現状と課題について多面的な分析と議論をいただいた。刮目されたい。